

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、校内組織として対応する。

本校は、小規模校のため、基本的に全職員で組織を構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組と進捗状況の確認

ア 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を教職員に周知し、共通理解を図る。

イ いじめアンケートや教育相談の結果を集約・分析し、実効あるいじめ防止対策の策定に努める。

(3) 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア 随時、ホームページやお知らせ文書等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を保護者や地域に知らせる。

(4) いじめ事案への対応

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 全ての児童生徒が友人や教職員と信頼できる関係の中で、いじめのない学校づくりを進める。児童生徒の関わりを大切にし、その活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・体験活動等の充実を図り、心の通う対人

関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
ウ インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 校内研修等の充実を図り、全ての教職員が子どもの権利及びいじめに対する共通理解をもち、多様化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見を進める。
- イ いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年3回)する。また、日頃より教職員の情報交換を密にし情報共有を図り、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、校内の教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整える。事案によっては外部の相談機関の紹介をする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速に「いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、心の教室相談員、警察署、児童相談所等関係機関と情報を共有し、連携して対応する。
- イ 被害児童生徒には、守り通すという姿勢でケアや支援を行うとともに、加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

4 児童生徒の行動

学校は、児童生徒がいじめを行わない環境をつくることをその責務であることを強く認識し、また、児童生徒はいじめは絶対に許されない行為であるという考えのもと、互いに認め合い、共に心豊かに成長するために、いじめをなくす努力をする。

- (1) 発達段階等に応じて、自分の権利について正しく理解するとともに、他者にも同等に権利があることを認識する。
- (2) 自分自身や友人を大切にし、互いに思いやり共に支え合いながら学校生活をはじめ様々な活動に進んで取り組む。
- (3) 困っている子どもを見かけたり聞いたりしたとき、また、嫌なことをされたり言われたりしたときは、一人で悩まず、家族、友人、学校、地域住民又は関係機関等に相談する。
- (4) いじめに同調する、見て見ぬふりをする、いじめを知りながら放置することをせず、いじめを無くすために、周りの人に思いやりの心を持って接し、お互いを尊重し合うようにする。

5 重大事態への対処

- (1) 学校は、事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止め、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒に対して、状況に合わせた継続的なケアを行う。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を主体とし

て調査・対応を行う。事案によっては、支援チームの派遣など、教育委員会の指導助言を得ながら適切に対応する。

(3) いじめを受けた児童生徒の保護者に対して調査に係る事実関係等その他必要な説明を、適切に行う。

(4) いじめを行った児童生徒の保護者に対して調査に係る事実関係等その他必要な説明及び助言を、適切に行う。

6 取組内容の点検及び見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

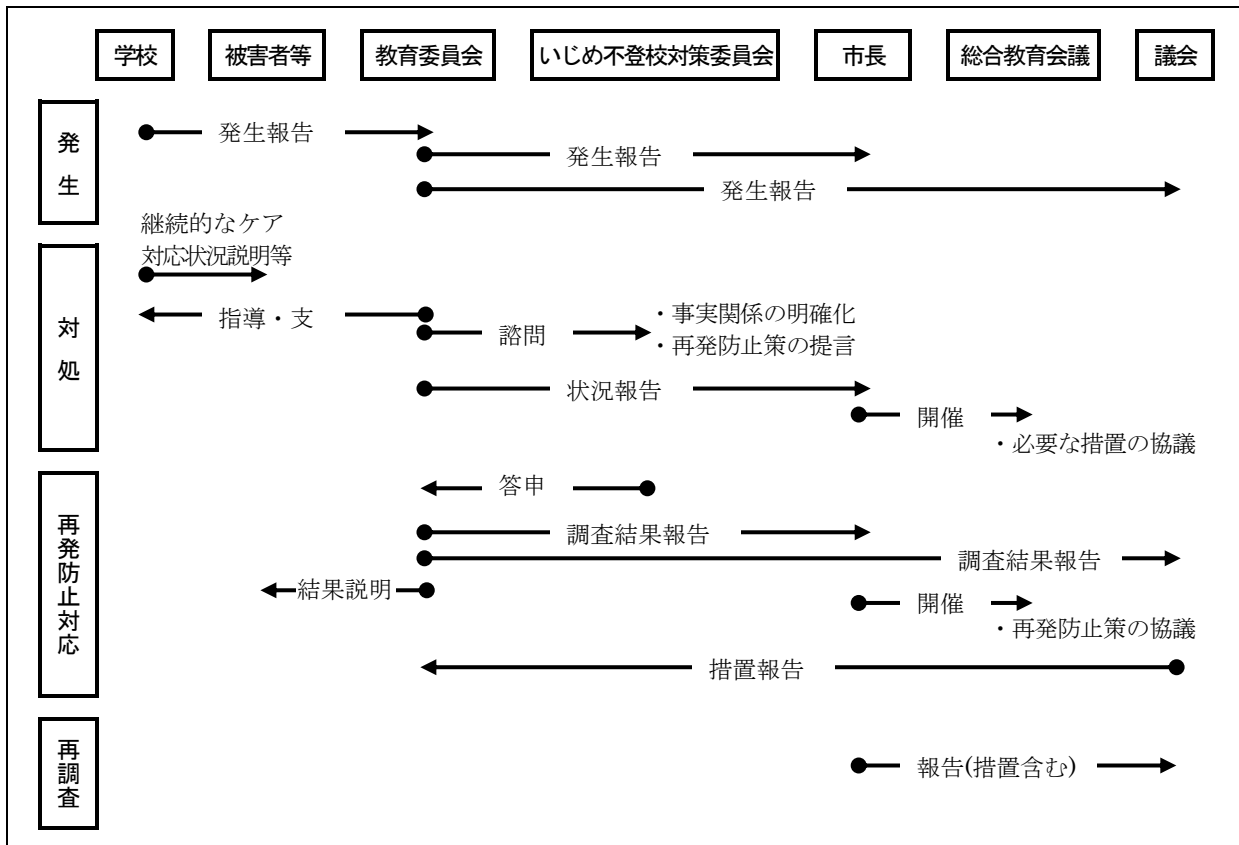
7 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を行い、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態への対応】



西尾小学校

・いじめ・不登校対策委員会議で、いじめの疑いに関する情報を収集し、全職員で共有する

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

(1) 学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(2) 事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

(4) 調査結果を教育委員会に報告

- ※いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめ、文書も調査結果に添付する。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討・実施・検証する。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」内容の確認 ○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載 ○保護者への授業公開
5月	↓			○運動会
6月	C	○いじめ・不登校対策委員会議 ○保健指導(心と体の成長)	○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○学校評議員への授業公開
7月	↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○個人懇談会
8月	A ↓	○中間評価→検証 ○現職研修①「児童生徒理解」		
9月	P ↓		○身体測定	○保護者・学校評議員への学校行事・授業の公開
10月	D ↓		○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	
11月	C ↓	○いじめ・不登校対策委員会議 ○現職研修②(ケーススタディ)		
12月	A ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○人権週間(講話) ○赤い羽根募金活動 ○ネットモラル指導(5・6年対象)		○個人懇談会
1月	↓	○保健指導(命の大切さ)	○身体測定	○保護者への学校評価アンケート
2月	P	○自己評価 ○福祉実践教室	○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○学校評価アンケート結果公開
3月		○いじめ・不登校対策委員会議 ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し		○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○朝会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○心の教室相談員やSCによる相談	○あいさつ運動(毎週月曜登校時に実施)

※いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。